

高松市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見等を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年3月31日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 鎌田基志

平成15年度定期監査結果報告等について

第1 産業部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成14年度および平成15年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
産業部	商 工 労 政 課	平成14年度および平成15年4月1日から平成16年1月4日までに執行した事務および財務に関する事務の執行	平成16年1月5日から平成16年2月16日まで
	観 光 課		
	農 林 水 産 課 (全国豊かな海づくり大会推進室)		
	土 地 改 良 課		
	競 輪 局 事 業 課		
	中央卸売市場業務課		

(2) 監査の方法

平成14年度および平成15年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、委託料および負担金、補助及び交付金に関する事務の執行が、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、委託業務の内容および履行状況の適正性ならびに補助事業の内容および成果の状況の適正性について、実地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 見積徴取伺決裁の事務処理を適正に行うべきもの

平成15年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業（福利事業）の文化教養事業の講座委託、玉藻杯争覇戦開催宣伝用ポスター制作委託および高松競輪場モニターテレビ等保守点検業務委託の見積徴取伺決裁において、随意契約および連帯保証人の根拠規定を誤って記載しているものや契約保証金の取扱いを記載していないものが見受けられた。

今後、これらの契約事務を執行するに当たっては、決裁に正当な根拠規定を記載するなど、地方自治法その他の関係諸規程の規定に基づ

き，適正に事務処理されたい。

（商工労政課，競輪局事業課）

イ 中小企業指導団体補助金の交付事務処理手続の根拠を明確にすべきもの

中小企業指導団体補助金は，高松市中小企業振興条例および同条例施行規則の関係諸規定に基づき交付されているが，これらの規定に定めのない交付事務手続については，高松市補助金等交付規則の規定の一部を適用して，補助金等交付指令書により，補助金を概算交付する旨を通知している一方，同規則に定める交付決定通知などはされないまま事務処理されている。

しかしながら，このような取扱いについて，同補助金交付決定伺決裁に明記しておらず，何ら明確な根拠が示されていないので，今後，同補助金を交付しようとする場合は，決裁にその根拠を記載するなど，事務処理手続を明確にされたい。

（商工労政課）

ウ 業務委託契約の遅延利息を適正な率で約定すべきもの

高松市契約規則第35条では，履行遅延に対する遅延利息の率は，年3.6パーセントと規定されているにもかかわらず，平成15年度香川県緊急雇用創出基金補助事業歩き遍路用ルートマップ作成業務委託契約書の損害賠償等の条項では，遅延利息の率が，年4.1パーセントで約定されているので，今後，同種の契約をしようとする場合は，同規定に基づき，適正な率で契約されたい。

（観光課）

エ 補助金等の交付事務を明確化すべきもの

良質米導入事業および麦生産拡大推進事業の補助金の交付事務において，申請者から提出される補助金等交付申請書に事業実施状況報告書および収支決算書を添付させており，その根拠が明確に示されない

まま，高松市補助金等交付規則の関係規定と異なった事務処理をしている。

また，高松市認定農業者農地集積支援助成金の交付事務においても，要綱等で定める助成金交付対象者でない香川県農業協同組合に助成金の交付を行うなど，関係例規類の規定と異なった事務処理をしている。

今後，これらの補助金等の交付において，現行と同様な特別な取扱いをしようとする場合には，交付決定伺決裁にその根拠を明記するなど，交付事務手続の適正化を図られたい。

(農林水産課)

オ 土地改良事業補助金交付の事務処理を適正に行うべきもの

農道拡張工事，農業用排水路しゅんせつ泥土整理および取水路改修工事に係る土地改良事業補助金の交付は，高松市土地改良事業補助規程および高松市農業用排水路しゅんせつ泥土整理事業補助金交付要綱に定める手続規定に基づき，事務処理をしなければならない。

しかしながら，しゅん工期限を超過した事業のしゅん工届や決算額ではなく，精算額が記載された収支決算書をそのまま受理しているもの，また，検査調書に添付されている認定書の中で工事請負方法の記載が誤っているものなど，適正性を欠く事務処理が見受けられた。

今後，これらの補助金交付事務を執行するに当たっては，関係諸規程の規定に基づき，申請者である事業主体には適正な書類を提出させるよう指導するとともに，職員には厳正な事務処理がなされるよう周知徹底を行われたい。

(土地改良課)

カ 随意契約の予定価格(金額)の取扱いを適正にすべきもの

高松市契約事務処理要綱第35条第2項では，入札における予定価格は，同要綱附則第3項に規定する工事などの請負や測量などの委託に係る一般競争入札や指名競争入札の場合を除き，秘密扱いとすることが規定され，競争見積合せによる随意契約の予定価格(金額)も，

建設工事やこれに類する除草などの委託業務を除き，入札における取扱いに準じて運用しなければならない。

しかしながら，中央卸売市場清掃業務委託および貯水槽清掃業務委託の見積徴取通知書（見積徴取に係る業者への参加依頼書）では，予定価格（金額）を明記し，当該業者に提示しており，その取扱いが遵守されていないので，今後は，同規定の趣旨に基づき，適正な事務処理に改められたい。

（中央卸売市場業務課）

キ 行政財産の目的外使用許可を適正にすべきもの

中央卸売市場場内には高松市中央卸売市場水産物部清掃協力会が所有する溶融炉（発泡スチロール減量化熱処理装置）が設置されているが，高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定による行政財産の目的外使用許可をしていないまま使用させているので，同規定により，設置者から使用許可申請書を提出させ，その使用許可を行うなど，適正に事務処理されたい。

（中央卸売市場業務課）

ク 補助金交付事務を適正に行うべきもの

平成15年度高松市中央卸売市場清掃協力会補助金交付決定伺決裁には，補助金交付先の決定，交付予定総額およびその交付方法が記載されているだけで，補助対象となる事業および経費の基準，交付する補助金の算定方法等が明確に示されておらず，客観性や透明性を欠く事務処理となっているので，今後は，補助金交付の根拠が明確になるよう，決裁には交付予定総額の算出基準等も記載されたい。

また，当該補助金は，高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定を根拠として，概算払をしているにもかかわらず，決裁には，同項に規定する「特に必要があると認める」理由が記載されていないので，今後は，概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

（中央卸売市場業務課）

ケ 水産物棟下水処理施設の産業廃棄物処理を適正にすべきもの

水産物棟下水処理施設清掃業務委託は、その業務内容に沈殿槽の汚泥吸引作業（汚泥処理を含む。）があり、産業廃棄物の処理業務に該当するにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および同法施行令に定める受託者への産業廃棄物管理票の交付および同票の写しによる廃棄物処理の確認ならびに必要な事項が条項に盛り込まれた契約書の作成が行われておらず、産業廃棄物の排出事業者としての責務を適法に果たしていない。

今後は、産業廃棄物対策事務を所掌する課の指導も受けながら、同法その他の関係法令の規定に基づき、産業廃棄物を適正に処理するため、事務処理手続を改められたい。

（中央卸売市場業務課）

コ 植栽帯管理業務委託契約等の委託料の支出方法を改めるべきもの

平成15年度中央卸売市場植栽帯管理業務委託、生鮮食料品流通情報提供事業委託および統計情報システム保守業務委託の見積徴取伺決裁では、高松市会計規則第81条第1項第2号の規定を根拠として、当該契約締結時等に契約金額の50パーセントを前金払することとしている。

しかしながら、これらの契約は、前金で支払をしなければ契約し難い内容のものではないので、今後、これらの委託契約を締結しようとする場合の支出方法は、完了払とするよう改められたい。

（中央卸売市場業務課）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) ホームページの充実について

平成15年度予算の執行方針について（依命通達）の第1項基本的事項第10号では、事務事業については、ホームページなどの媒体を通じて、適時・適切かつ効果的に周知することとされている。

しかしながら、市ホームページの土地改良課のWebサイトには、業

務概要や関係土地改良区一覧表などの情報が掲載されているものの、具体的な実施事業が掲載されておらず、ホームページによる積極的な市民への周知がなされていないように見受けられた。

今後は、補助事業を始め、土地改良課が行っている事務事業を広く市民に周知する手段の一つとして、ホームページの内容の整備・充実にも積極的に取り組まれない。

(土地改良課)

(2) 競輪事業の経営改善について

競輪事業は、全国的に車券発売収入が減少傾向にある中で、市の競輪事業も、一般会計への繰出金が平成12年度以降年々減少しており、今年度においては全く見込めないなど、厳しい経営状況にある。

このため、平成14年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書や今年度の包括外部監査結果報告書の意見等を踏まえながら、競輪事業は市の財政に貢献する収益事業であるという本来の目的を改めて認識し、現状の問題点の精査や洗出しを行い、実効性ある経営改善策を早急に策定し、その対策に積極的に取り組まれない。

(競輪局事業課)

第2 今回の監査の結果を踏まえての監査委員の総括的意見等

1 適正な事務処理体制の確立について

今回の産業部の定期監査および今年度を実施した定期監査において、事務処理方法に適正性を欠くものが見受けられたので、単に誤り等を是正するだけにとどまらず、再発防止のため、その原因を検証するとともに、事務の効率化や簡素化の観点からの事務改善にも取り組まれない。

特に、事務担当者にとっては、法令、通知等の定めに従い、適正な事務処理を行い、文書取扱主任にとっては、決裁の内容を厳正に文書審査するとともに、事務担当者への適切な指導も適宜行われたい。

加えて、出納室においても、支出命令の審査を厳正に行われたい。

2 補助事業の在り方について

(1) 補助事業等のPRについて

新高松市行財政改革計画の重点取組項目，これまでの予算執行方針等では，市の施策や事業（補助事業を含む。）その他の市政に関する情報を積極的に市民に提供することとされているが，今回の産業部の定期監査で，市民への情報提供が十分になされていない事例が見受けられた。

市政の諸活動の市民等への情報提供については，各課にあっては，ホームページなどの広報媒体を有効に活用し，より効果的な周知に努めるとともに，特に，補助金等の交付事務を取り扱う課にあっては，市が補助事業を通じて市民の福祉増進等に努めていることについて，補助事業者から市民等に対し周知することを交付決定の際に条件とするなど，補助事業者を通じた情報提供にも積極的に取り組まれない。

(2) 補助事業の見直しについて

補助金の交付の在り方については，予算編成方針や財政運営指針で，事業の育成・助長の適否，補助率・対象等の妥当性，目的の達成度合い，効果の有無などの観点から，抜本的な見直しを行うこととされている。

しかしながら，今回の産業部の定期監査や今年度の財政援助団体監査で，補助金交付額の算定に客観性や透明性を欠いたものや補助金交付基準が明確に示されていないもの，また，補助事業の実績確認が行われていないものなど，補助金交付手続に適正性を欠く事務処理になっており，個々の補助事業の評価・検証が十分になされていないような事例が見受けられた。

限られた財源の中で，住民ニーズに適切に対応するためには，補助事業の内容を客観性や妥当性の面からの的確に把握する必要があることから，事務事業評価の評価項目の整備・充実などにより，実効性のある見直しを行い，縮小，廃止，統合など，一層の整理・合理化に努められたい。

3 産業廃棄物の適正な処理について

今回の産業部，今年度の消防局および前年度の市民病院の定期監査で，

産業廃棄物の処理を委託する場合に、排出事業者に課されている産業廃棄物管理票の交付や委託基準に基づく契約書の作成など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に定める義務規定が守られていない事例が見受けられた。

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないとする同法第3条の規定を踏まえ、産業廃棄物を排出する施設の運営管理等の事務を所掌する課においては、関係法令の諸規定を遵守し、産業廃棄物の処理が適正になされるよう、関係職員に周知徹底を図るとともに、産業廃棄物対策事務を所掌する課においては、今月8日に関係各課を対象に産業廃棄物等処理の説明会を開催し、その適正処理の周知徹底が図られたところであるが、引き続き、全庁的に適正な事務処理がなされるよう、関係各課への指導・監督に努められたい。